

鳥取市物産振興体制強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市物産振興体制強化事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市における特産品及び伝統工芸品等の販路拡大を図るとともに推進体制を整備することにより、物産事業の振興と観光事業の発展に寄与することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1第2欄及び別表第2第2欄に掲げる経費に該当するものとする。ただし、国、県等の補助金等の補助対象経費を除く。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に別表第1第3欄及び別表第2第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付対象期間)

第6条 本補助金の交付の対象となる期間は、交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の

変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の 2 割を超える減額

(交付申請)

第 8 条 規則第 4 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第 1 号の 1、様式第 1 号の 2）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号の 1、様式第 3 号の 2）

(着手届の提出)

第 9 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 規則第 11 条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(報告)

第 11 条 補助対象者は、本補助金の執行状況確認のため、毎月 15 日までにその前月の別表第 2 第 1 欄に掲げる補助対象事業に係る次に掲げるものの状況を報告するものとする。ただし、越境型 EC に係るものは、他のものと分けて記載するものとする。

- (1) 利用状況（アクセス数、売上金額、注文件数、出店店舗数及び会員数）
ただし、越境型 EC に係る出店店舗数及び会員数は報告を要しない。
- (2) 売上結果に対する分析（カテゴリ別売上、売上増減の要因）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書（様式第 2 号の 1、様式第 2 号の 2）

(2) 収支決算書（様式第3号の1、様式第3号の2）

2 規則第12条の規定による実績報告は、本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第13条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分期限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（当該年数が5年に満たない財産にあっては5年とし、同令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（財産に関する書類の保管）

第14条 補助対象者は、本補助金の交付に係る事業により取得した財産について、処分期限期間を経過するまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整備し、及び保管しなければならない。

（消費税及び地方消費税の取扱い）

第15条 本補助金の交付等に関する手続きにおいては、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。ただし、補助対象者の特定収入割合が5%を超える場合は、この限りではない。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月8日から施行し、平成20年度の補助金から適用

する。

附 則

この要綱は、平成24年4月9日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月30日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

1 補助対象事業の内容	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 本市の物産振興における調査研究 (2) 本市の特産品及び伝統工芸品等の広報及び販売先の紹介 (3) 鳥取市ふるさと物産館の企画・運営 (4) 物産展等への参加における委託販売事業及びアンテナショップに係る物産調整 (5) その他、本市の物産振興及び地産地消に資すること（冊子の販売等）	(1) 人件費 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 燃料費 (6) 光熱水費 (7) 通信運搬費 (8) 使用料及び賃借料	1/2 （ただし、2 補助対象経費(1)～(8)の合計が 19,372 千円を下回る場合は、補助率を 2/3 とする。）
	(9) 天災地変その他補助対象者の責めによらない不測の事態により発生した経費	10/10
備考 (1) 人件費は、物産担当職員の経費とする。 (2) 旅費交通費は、県外物産展及び販路開拓・販路拡大に要する経費とする。		

別表第 2（第 4 条、第 5 条、第 11 条関係）

1 補助対象事業の内容	2 補助対象経費	3 補助率
(1) 鳥取市公認インターネットショップ「とっとり市」の運営	(1) 人件費 (2) 旅費交通費 (3) 消耗品費 (4) 印刷製本費 (5) 燃料費 (6) 光熱水費 (7) 通信運搬費 (8) 雑費 (9) 委託料 (10) 使用料及び賃借料 (11) 広告宣伝費	1/2
	(12) 天災地変その他補助対象者の責めによらない不測の事態により発生した経費	10/10

様式第 1 号の 1（第 8 条関係）

年度鳥取市物産振興体制強化事業 事業計画書

事業の目的	
事業の実施体制・内容	

様式第 1 号の 2（第 8 条関係）

年度鳥取市物産振興体制強化事業 事業計画書
（インターネットショップ「とっとり市」の運営）

事業の目的	
事業の実施体制・内容	

様式第 2 号の 1（第 1 2 条関係）

年度鳥取市物産振興体制強化事業 事業報告書

事業内容	
実施結果	
成果・実績	
課題・今後の展開	

様式第 2 号の 2（第 1 2 条関係）

年度鳥取市物産振興体制強化事業 事業報告書
（インターネットショップ「とっとり市」の運営）

事業内容	
実施結果	
成果・実績	
課題・今後の展開	

様式第3号の1（第8条、第12条関係）

鳥取市物産振興体制強化事業収支予算（決算）書

1 収入内訳 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	増減（△）	備 考
市補助金				
合 計				

2 支出内訳 (単位：円)

区 分	科 目	予算額	決算額	増減（△）	備 考
人 件 費					
事 業 費					
合 計					

様式第3号の2（第8条、第12条関係）

鳥取市物産振興体制強化事業収支予算（決算）書
（インターネットショップ「とっとり市」の運営）

1 収入内訳 (単位：円)

科 目	予算額	決算額	増減（△）	備 考
市補助金				
合 計				

2 支出内訳 (単位：円)

区 分	科 目	予算額	決算額	増減（△）	備 考
人件費					
事業費					
合 計					